

令和6年度

## 「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクール募集要領

主 催 富山県米消費拡大推進協議会  
富山県農業協同組合中央会  
後 援 富 山 県  
富 山 県 教 育 委 員 会

### 1. 趣旨

本コンクールは、JAグループがすすめる「みんなのよい食プロジェクト」の一環として、これからの食・農・地域を担う次世代の子どもたちに、お米・ごはん食、日本の食卓と国土を豊かに作りあげてきた稲作をはじめとする農業についての学びを深めてもらうとともに、子どもたちの優れた作品を顕彰することを通じて、お米・ごはん食・日本食の重要性を広く周知することを目的として実施するもの。

### 2. 課題（作文・図画両部門共通）

毎日のごはんでおいしかったことや家族とのコミュニケーション、お米・ごはん食に関しての思い出や考えたことなどを素直な気持ちで自由に表現して下さい。

（例）「ごはんとわたし」「ごはんと健康」「楽しい朝ごはん」「学校のごはん給食」「楽しいおすし作り」「うまく炊けるかな」「田植え」など。

### 3. 応募資格

県内の小・中学校および義務教育学校に在籍する児童・生徒。  
県内の特別支援学校の小学部、中学部に在籍する児童・生徒。

### 4. 応募規格

#### ●作文部門

- 1部 小学校1年生～3年生  
(400字詰め原稿用紙2枚以内、またはマス目の大きい原稿用紙で800字以内)
- 2部 小学校4年生～6年生  
(400字詰め原稿用紙3枚以内)
- 3部 中学校1年生～3年生  
(400字詰め原稿用紙4枚以内)

## ● 図画部門

1部 小学校1年生～3年生

2部 小学校4年生～6年生

3部 中学校1年生～3年生

B3版（364×515ミリ）、もしくは四つ切り（380×540ミリ）の市販画用紙を使用。画材は特に制限しません。

## 5. 応募規則

- (1) 作文用紙の1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出してください。
- (2) 作文は本人による直筆を原則とし、パソコンなどにより作成した原稿は応募不可とします。  
ただし、視覚・手に障害のある児童・生徒については、その旨を特記事項として応募票の欄外に記述した場合のみ、パソコンなどにより作成した原稿の応募を認めます。
- (3) 作文・図画とも課題にそった作品を対象とします。
- (4) 他のコンテストに応募していない作品に限ります。
- (5) ひとりで1部門に2点以上の応募はできません。
- (6) 図画作品でスローガンや文字を入れたポスター的なものや台紙に張ったものは応募できません。※審査基準の詳細は別紙参照。
- (7) 学校で応募の際は、別添の推薦名簿を必ず添付してください。
- (8) 作品には、1点ごとに次の事項を記入した応募票をつけてください。①作品の題名②氏名・性別③学校名・学年・組④学校の所在地（郵便番号・電話番号）⑤J A名  
つける位置は最後のページの裏面、図画は裏面中央とします。
- (9) 作品の著作権は主催者に帰属するものとし、原則として返却いたしません。

## 6. 個人情報

本コンクールの作品応募に際して提供された個人情報は、承諾なく第三者に提供しません。ただし、入賞者については入賞発表や表彰式などのほか、広報媒体への露出や作品掲示などの広報活動で公表することがあります。

## 7. 締切日

令和6年9月初旬（各J Aによって異なります）

※富山県農業協同組合中央会への締切：令和6年9月17日（火）  
必着

## 8. 賞

審査の結果、とくに優れた作品について、次の区分により賞状と記念品を贈呈します。

- (1) 最優秀特別賞（富山県知事賞）  
作文・図画部門各1名 計2名
- (2) 最優秀賞（富山県教育委員会賞）  
各部門・各部 1名 計6名
- (3) 優秀賞 若干名
- (4) 努力賞 若干名

※応募者全員に参加賞を贈呈します。

※特に優れた作品は、J A全中（全国農業協同組合中央会）主催の第49回「ごはん・お米とわたし」作文・図画コンクールに推薦作品として応募いたします。

※また、学校ぐるみで取り組み、多数の作品を応募している学校または、多数の入賞者を輩出した学校について、作品表彰と別に学校奨励賞を設けてあります。

## 9. 入賞発表

審査会終了後、入賞校およびJ Aに主催者より通知します（11月中旬頃）。

以 上

## 作文部門審査基準

“上手な作文”よりも下記の点で“よい作文”を評価する。

1. 課題に沿った作品であること。
2. ごはん・お米に関わる事柄や問題点を、年齢相応に正しく理解しており、かつ、年齢相応の言葉で表現していること（子どもはよく難しい言葉を使いたがるが、年齢に馴染まないものは、好ましくない）。
3. 問題のとらえ方や、考え方が素直であり、かつ自分の意見・感想を率直に述べていること。
4. 自分の生活経験がにじみ出ていること（抽象的、一般的なことのみに終始するものは好ましくない）。
5. 作品全体に希望や明るさが感じられること。
6. 規定の枚数であること。
7. 誤字、脱字がなく、その他の表記(かぎっこや句読点など)も正確であること（誤字、脱字、添削跡などについては減点の対象になります。必要に応じて、本人に差し戻し、清書させてください）。
8. 作文用紙は1枚目の1行目に作品の題名、2行目に学校名、学年、氏名、3行目から本文を書き出す（学校名、学年、氏名が3行になる場合は4行目から本文を書き出す）。

## 図画部門審査基準

### <主題のとらえ方について>

1. 子どもらしい発想を尊重する。子どもは時流に敏感なので、のびのびした明るく楽しいアイデアがあるものがよい。
2. 理解させるためディスカッションすること。
3. 宿題的な押しつけで描かせないこと。

### <基準について>

(次のようなものは審査の対象外になります)

1. ごはん及びお米を主題としていないもの。
2. スローガンや文字を入れたポスター的なもの。
3. おとぎ話や童話をモチーフにしたもの。
4. 漫画やアニメなどのキャラクターを挿入したもの。
5. おむすびやお米に顔や手・足の出ているもの（擬人化したもの）、および実在しないもの（空想やファンタジー性のあるもの）。
6. 石、木片などを貼りつけたもの。
7. 紙の寸法が極端に大きい、または小さいもの。
8. 紙がボール紙のように厚い、または半紙のように薄いもの。
9. 台紙に貼って応募したもの。
10. メーカー名や企業名、ロゴマークなどを使用したもの、および宣伝になる恐れがあるもの。
11. パソコンなどでデジタル的に描かれたもの。

ただし、キャンバスボードに油絵で描いたもの、あるいは石版画、シルクスクリーン、木版、スクラッチボードなどを利用したものは基準内として審査対象とします。

また、いわゆる「切り絵」や「貼り絵」についても審査対象とします。

12. 道路交通関連法規などへの違反が疑われるもの

(例.トラクターの乗車定員オーバー（2人乗り）、乗車装置でない荷台に乗った姿が描かれたもの など)